

○鹿児島県警察教養細則 (昭和34.7.1
鹿児島県警察本部訓令11)

改正 前略…平成25.12訓令21

目次

	ページ
第1章 総則(第1条—第8条の2)	4691の3
第2章 学校教養(第9条—第19条)	4691の5
第3章 職場教養(第20条—第38条)	4691の7
附則	4691の11

第1章 総則

章名…改正(平成13.11訓令41)

(趣旨)

第1条 この訓令は、鹿児島県警察教養規則(昭和34年鹿児島県公安委員会規則第8号。以下「県規則」という。)第3条の規定に基づき、鹿児島県警察職員(以下「職員」という。)に対する警察教養の実施について、必要な事項を定めるものとする。

本条…一部改正(平成6.3訓令2)

(根拠)

第2条 職員の教養は、警察教養規則(平成12年国家公安委員会規則第8号。以下「規則」という。)、警察教養細則(平成13年警察庁訓令第4号。以下「細則」という。)及び県規則によるほか、この訓令に定めるところによる。

本条…一部改正(平成6.3訓令2、13.11訓令41)

(教養訓練の着眼)

第3条 職員の教養訓練は、規則第2条に規定する警察教養の目的及び県規則第2条に規定する教養の基本方針に基づき、職責を自覚させ、品性資質の向上を図るとともに社会情勢の進展と当面の重要度に応じ、警察実務の実際に即するよう種目を選定し、系統的かつ効果的に行われるよう工夫するものとする。

本条…一部改正(平成19.8訓令25)

(警務部長及び警務課長の責務)

第4条 警務部長及び警務課長は、教養訓練の連絡調整を図り、その推進に努めるとともに教養事務の総括的処理に当るものとする。

本条…一部改正(平成19.8訓令25、21.3訓令10)

(部課長の責務)

第5条 警察本部（以下「本部」という。）の部長、課長、科学捜査研究所長、交通機動隊長、高速道路交通警察隊長及び機動隊長（以下「部課長」という。）は、所掌事務に関する教養が適切かつ効果的に行われるように常に計画の適否及び教養訓練の実施状況を検討し、教養方法の刷新改善に努めなければならない。

本条…一部改正(昭和61.12訓令28、平成13.11訓令41)

(合議)

第6条 部課長及び警察学校長（以下「学校長」という。）が、巡回教養、各種の講習会、研究会その他教養に関係ある行事を行うときは、警務課長に合議するものとする。

本条…一部改正(平成19.8訓令25、21.3訓令10)

(教養実施計画)

第7条 部課長は、その主管事項について翌年（度）の職場教養実施計画及び県警察学校（以下「学校」という。）における教養実施計画（以下「学校教養実施計画」という。）を立て、職場教養実施計画については別記第1号様式から別記第1号様式の6までの様式により毎年12月10日までに、学校教養実施計画については別記第2号様式により毎年2月10日までに警務課長を経て警察本部長（以下「本部長」という。）に提出しなければならない。

2 学校長は、毎年2月10日までに翌年度の学校教養実施計画を立て、警務課長を経て本部長に提出しなければならない。

3 本部長は、翌年（度）の職場教養実施計画及び学校教養実施計画を定め、職場教養実施計画については毎年12月20日までに、学校教養実施計画については毎年3月10日までに部課長、学校長及び警察署長（以下「所属長」という。）に示達するものとする。

本条…一部改正(平成6.3訓令2、19.8訓令25、21.3訓令10)

(会議)

第8条 警務課長は、教養訓練を統一的かつ効果的に推進し、教養事務の刷新改善を図るため、教養事務担当者及び術科指導員の会議を開催できるものとする。

本条…一部改正(平成13.11訓令41、21.3訓令10、25.12訓令21)

(警察職員の心構え)

第8条の2 警察職員は、警察教養を通じて、職務に係る倫理を保持し、適正に職務

を遂行する能力を養うとともに、常に自己啓発に努めなければならない。

本条…追加(平成13.11訓令41)

第2章 学校教養

(学校教養の課程)

第9条 学校教養の課程は、次のとおりとする。

- (1) 初任科
- (2) 初任補修科
- (3) 巡査部長任用科
- (4) 警部補任用科
- (5) 部門別任用科
- (6) 専科
- (7) 一般職員初任科
- (8) 主任任用科

2 前項に掲げる初任科及び初任補修科は、短期課程と長期課程に区分する。

本条…一部改正(昭和63.5訓令7)、全部改正(平成6.3訓令2)、一部改正(平成10.12訓令52、17.3訓令12)

(教養期間)

第9条の2 初任科、初任補修科、巡査部長任用科、警部補任用科、部門別任用科、専科、一般職員初任科及び主任任用科の教養期間は、次のとおりとする。

- (1) 初任科
 - ア 短期課程 6月
 - イ 長期課程 10月
- (2) 初任補修科
 - ア 短期課程 2月
 - イ 長期課程 3月
- (3) 巡査部長任用科 2週間
- (4) 警部補任用科 2週間
- (5) 部門別任用科 必要とする期間
- (6) 専科 必要とする期間
- (7) 一般職員初任科 4週間
- (8) 主任任用科 2週間

本条…一部改正(昭和63.5訓令7、平成4.2訓令3)、全部改正(平成6.3訓令2)、一部改正(平成10.12訓

令52、13.11訓令41、17.3訓令12)

(入校適格者の選考)

第10条 学校の部門別任用科及び専科の入校適格者の選考は、警務課長が行う。

2 前項の選考に当たっては、特定の者に入校回数が偏らないようにしなければならない。

本条…一部改正(平成6.3訓令2、10.12訓令52、21.3訓令10)

(教養カードの整理)

第11条 所属長は、所属職員につき、別記第3号様式の教養カードを作成し、常に学校教養対象者の実態を把握しておかなければならない。

2 前項の教養カードは、各人につき1部作成し、所属長が保管するものとする。

本条…一部改正(平成8.5訓令12、13.11訓令41)

(教授細目)

第12条 学校長は、第7条第3項の学校教養実施計画に基づき、教授細目を定め、本部長の承認を受けなければならない。

(試験)

第13条 学校長は、教養効果を確認するため、必要と認める課程について試験を行うことができる。

2 試験は、学術試験及び術科試験とする。

本条…全部改正(平成13.11訓令41)

(卒業証書等の授与)

第14条 学校長は、学生で所定の修業課程(専科課程を除く。)を修了した者に対して、卒業証書又は修了証書を授与する。

本条…一部改正(平成19.8訓令25)

(学校長の賞)

第15条 学校長は、学生で卒業成績の優良な者及び皆勤者並びに善行のあつた者を表彰することができる。

本条…一部改正(平成19.8訓令25)

(実務研修)

第16条 学校長は、初任科学生を実務研修のため、警察署等に派遣することができる。

2 前項の規定により、初任科学生の派遣を受けた所属長は、計画を定め、適切な教

養を行わなければならない。

本条…一部改正(平成13.11訓令41、19.8訓令25)

(退校処分等)

第17条 学校長は、入校中に成業の見込みがないと認める学生に対し、退校の処分を行うことができる。

2 学校長は、学校の規律を乱し、その他学生としてふさわしくない非行があった学生に対し、情状により、次に掲げる処分を行うことができる。

(1) 退校

(2) 謹慎

(3) 訓戒

3 学校長は、前2項の規定により、初任科及び一般職員初任科学生の退校処分を行うときは、本部長に報告して、その指揮を受けなければならない。

4 学校長は、第1項及び第2項の規定により、初任科及び一般職員初任科学生以外の学生の退校処分を行ったときは、その理由を付して、速やかに本部長に報告するとともに、当該処分に係る学生の所属長に通知しなければならない。

本条…全部改正(平成13.11訓令41)

(報告及び通知)

第18条 学校長は、初任科、初任補修科、巡査部長任用科、警部補任用科、一般職員初任科及び主任任用科の教養課程が修了した場合は、その都度、警務課長の合議を経て本部長に報告しなければならない。

2 学校長は、学生の卒業成績を本部長に報告するとともに、その者の所属長に通知しなければならない。

3 部課長は、主管する部門別任用科及び専科の教養課程が修了した場合は、その都度、警務課長の合議を経て本部長に報告しなければならない。

本条…全部改正(平成13.11訓令41)、一部改正(平成17.3訓令12、21.3訓令10)

(その他学校教養に関する事項)

第19条 学校長は、規則、細則、県規則及びこの細則に定めるもののほか、学校教養に関する事項及び学校運営に関する事項について、別に定めることができる。

旧21条…繰上(平成13.11訓令41)、本条…一部改正(平成19.8訓令25、25.12訓令21)

第3章 職場教養

章名…改正(平成6.3訓令2)

(教養実施責任者)

第20条 所属長は、所属職員に対し、職務倫理を保持し職務を適正に執行するための能力を向上させるため、業務の内容及び職場の状況に応じ、職場教養を適切に実施しなければならない。

本条…追加(平成13.11訓令41)

(監督者の教養責任)

第21条 職務上監督の地位にある者は、その監督を通じ常に職場教養を実施しなければならない。

2 前項の教養実施に当たっては、教養対象者の実態を把握し、かつ、教養方法の刷新改善に努めその効率化を図るとともに、その結果を検証しなければならない。

本条…追加(平成13.11訓令41)

(警察署の年間教養計画及び報告)

第22条 警察署長は、第7条第3項に規定する職場教養計画に基づき、警察署の実情を勘案して、年間教養実施計画を立て、別記第4号様式により毎年1月末日までに本部長に報告しなければならない。

本条…一部改正(平成6.3訓令2)、旧24条…一部改正し繰上(平成13.11訓令41)、本条…一部改正(平成19.8訓令25)

(月別教養実施計画の樹立)

第23条 所属長は、所属の実情に応じ、第7条第1項に規定する職場教養実施計画又は前条に規定する年間教養実施計画に基づいて、毎月その補正、検討を行い、系統的、かつ、具体的な月別教養実施計画を立て、教養を効果的に行わなければならない。

旧25条…一部改正し繰上(平成13.11訓令41)、本条…一部改正(平成19.8訓令25)

(教養事務担当者)

第24条 教養事務の円滑な処理と職場教養の効果的推進を図るため、各所属に教養事務担当者を置く。

2 教養事務担当者は、各所属の理事官、副所長、副隊長、副校長、副署長及び次長の職にある者をもって充てる。

3 教養事務担当者は、所属長を補佐し、教養訓練に関し、関係所属等との連絡に当たるとともに、教養実施者との連絡調整に当たり、所属教養の推進を図るものとする。

第2編 警務 鹿児島県警察教養細則

本条…一部改正(平成6.3訓令2)、旧26条…一部改正し繰上(平成13.11訓令41)

(術科指導員等)

第25条 警察術科の推進を図るため、本部、警察学校及び警察署に術科指導員及び術科指導助手(以下「術科指導員等」という。)を置く。

2 術科指導員等は、教養事務担当者を補佐し、担当術科の研究及び指導訓練に当たるものとする。

本条…一部改正(平成10.12訓令52)、旧27条…繰上(平成13.11訓令41)、旧26条…繰上(平成20.9訓令20)

(術科訓練の恒常化)

第26条 所属長は、所属職員が常に強じんな体力及び精神力を練成することを目的として恒常的かつ実戦的な術科訓練を行わなければならない。

本条…追加(平成6.3訓令2)、旧27条の2…一部改正し繰上(平成13.11訓令41)、旧27条…繰上(平成20.9訓令20)

(職員の招集)

第27条 所属長は、毎月1回以上教養日を定め、所属の全職員を招集して教養訓練を行うものとする。

本条…一部改正(平成13.11訓令41、19.8訓令25)、旧28条…繰上(平成20.9訓令20)

(巡回教養、講習会等)

第28条 本部長は、職員の職務倫理を基調とした教養を高めるため、各所属に本部員を派遣して巡回教養を行うほか、講習会、研究会等を行うものとする。

2 部課長は、主管事務について特に必要がある場合は、実務又は術技に関し臨時講習を行うものとする。

本条…一部改正(平成13.11訓令41、19.8訓令25)、旧29条…繰上(平成20.9訓令20)

(部外講師による教養)

第29条 本部長は、職員の品性資質の陶や、精神修養、良識の育成等に資するため、各所属に部外講師を派遣して講演会、講習会、研究会等を行うものとする。

2 所属長は、教養実施上必要があるときは、部外講師を招へいし、又は本部長に招へいのあつせんを依頼することができる。

本条…一部改正(平成19.8訓令25)、旧30条…繰上(平成20.9訓令20)

(職場における個人指導)

第30条 所属長は、所属職員に対して、実務能力の向上を図ることを目的として職場における個人指導を行い、部下の指導育成に努めなければならない。

本条…全部改正(平成6.3訓令2)、旧31条…繰上(平成20.9訓令20)

(教養資料の発行)

第31条 所属長は、教養の効果的推進を図るため、随時教養資料を発行し、これを活用させるとともに、その効果を確認しなければならない。

- 2 前項の規定により教養資料を発行したときは、その 1 部を第38条に規定する職場教養実施状況報告書に添付するものとする。
- 3 警務課長は、教養資料を整理保管し、改善し、及びその活用を図らなければならない。

本条…一部改正〔平成6.3訓令2〕、旧32条…繰上〔平成20.9訓令20〕、一部改正〔平成21.3訓令10〕

(小集団活動)

第31条の2 所属長は、小人数の集団による業務の改善等に関する研修その他の活動を行うよう努めるものとする。

本条…追加〔平成13.11訓令41〕、旧32条の2…繰上〔平成20.9訓令20〕

(教養効果の測定)

第32条 本部長は、職員の自発的研修を促し、かつ、平素の教養成果を確認するため必要と認めるときは、一斉試験を行うことができる。

- 2 試験の実施期日、科目、対象及び方法については、その都度本部長が定める。
- 3 所属長は、所属職員に対し、随時適切な方法により試験、論文、アンケート調査、意見発表会等（以下「効果測定等」と総称する。）を行うものとする。
- 4 所属長は、前項の規定により効果測定等を実施したときは、問題及び結果を第38条に規定する職場教養実施状況報告書に添付するものとする。

本条…一部改正〔平成6.3訓令2、13.11訓令41〕、旧33条…繰上〔平成20.9訓令20〕

(術科訓練の効果測定)

第33条 警務部長は、術科訓練の効果を測定するため必要と認めるときは、警察術科技能検定規程（昭和30年鹿兒島県警察本部訓令第7号）に基づき、逮捕術、けん銃操法及び救急法の技能検定を行うものとする。

本条…一部改正〔平成13.11訓令41、19.8訓令25〕、旧34条…繰上〔平成20.9訓令20〕

(職場実習)

第34条 警察署長は、初任科を修了して配置された警察官に対し、3か月の職場実習を行わなければならない。

本条…一部改正〔平成4.2訓令3〕、全部改正〔平成10.12訓令52〕、一部改正〔平成13.11訓令41、17.3訓令12〕、旧35条…繰上〔平成20.9訓令20〕

(実戦実習)

第34条の2 警察署長は、初任補修科を修了した警察官に対し、短期課程にあつては4か月、長期課程にあつては5か月の実戦実習を行わなければならない。

第2編 警務 鹿児島県警察教養細則

本条…追加(平成17.3訓令12)、旧35条の2…繰上(平成20.9訓令20)

(学校長との連絡)

第35条 警察署長は、前条の職場実習を行うに当たっては、学校長と緊密な連絡を保つように努めなければならない。

旧36条…繰上(平成20.9訓令20)

(転勤者等の教養)

第36条 所属長は、新しくその所属に配置され、又は長期の欠勤から復勤した警察職員に対し、所要の教養を行うものとする。

旧37条…繰上(平成20.9訓令20)

(教養実施状況報告)

第37条 所属長は、前月中の職場教養実施状況を、毎月15日までに第5号様式及び第5号様式の2により本部長に報告しなければならない。ただし、特に効果のあつたもの又は教養上参考となる事項については、速やかにその内容を詳記して報告しなければならない。

本条…一部改正(平成13.11訓令41)、旧38条…繰上(平成20.9訓令20)

(教養記録)

第38条 所属長は、職場教養を実施したときは、職場教養簿(別記第6号様式)に所要の事項を記載して整理しておかなければならない。

本条…一部改正(平成6.3訓令2、13.11訓令41)、旧39条…繰上(平成20.9訓令20)

附 則

この訓令は、昭和34年7月1日から施行する。

附 則 (昭和38.2.13訓令3)

この訓令は、昭和38年2月13日から施行する。

附 則 (昭和39.5.15訓令11)

- 1 この訓令は、昭和39年5月15日から施行し、昭和39年4月1日から適用する。
- 2 この訓令施行の際現に使用している様式は、改正後の規定にかかわらず、なお当分の間使用することができる。
- 3 この訓令施行の際、別に辞令を発しない限り次表左欄に掲げる者は、同表右欄に掲げる職名を命ぜられたものとする。

第2編 警務 鹿児島県警察教養細則

左 欄	右 欄
鹿児島警察署水上警部補派出所長	鹿児島警察署水上警察官派出所長
串木野警察署湯之元 ”	串木野警察署湯之元 ”
阿久根警察署長島 ”	阿久根警察署長島 ”
末吉警察署財部 ”	末吉警察署財部 ”

附 則 (昭和42. 12. 8訓令25)

- この訓令は、昭和42年12月8日から施行する。
- この訓令施行の際現に使用中の簿冊等は当分の間この訓令により作成されたものとみなす。
- この訓令施行の際、他の訓令および例規における用語で「生徒」とあるのは、改正するまでの間、「学生」と読み替えるものとする。

附 則 (昭和44. 2. 21訓令11)

この訓令は、昭和44年3月1日から施行する。

附 則 (昭和46. 2. 26訓令5)

この訓令は、昭和46年3月1日から施行する。

附 則 (昭和48. 9. 6訓令18)

この訓令は、昭和48年9月6日から施行する。

附 則 (昭和51. 3. 25訓令4)

この訓令は、昭和51年4月1日から施行する。

附 則 (昭和52. 5. 19訓令8)

この訓令は、昭和52年6月1日から施行する。

附 則 (昭和56. 3. 30訓令7)

- この訓令は、昭和56年4月1日から施行する。
- 昭和55年度初任科卒業生に対する新任教養については、この訓令の規定にかかわらず、なお、従前の例による。

附 則 (昭和59. 3. 27訓令4)

この訓令は、昭和59年4月1日から施行する。

附 則 (昭和61. 12. 26訓令28)

この訓令は、昭和61年12月26日から施行する。

附 則 (昭和63.5.1訓令7)

- 1 この訓令は、昭和63年5月1日から施行し、昭和63年4月1日から適用する。
- 2 この訓令施行の際現に使用している様式は、改正後の規定にかかわらず、なお当分の間使用することができる。

附 則 (平成4.2.5訓令3)

- 1 この訓令は、平成4年4月1日から施行する。
- 2 平成3年度初任科卒業生に対する職場実習及び初任総合教養については、この訓令の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則 (平成6.3.10訓令2)

この訓令は、平成6年4月1日から施行する。

附 則 (平成8.5.14訓令12)

この訓令は、平成8年6月1日から施行する。

附 則 (平成10.12.21訓令52)

この訓令は、平成11年1月1日から施行する。

附 則 (平成13.11.2訓令41)

- 1 この訓令は、平成13年11月2日から施行する。
- 2 改正前の鹿児島県警察教養細則に規定する様式により作成されている用紙は、当分の間、必要な調整をして使用することができる。

附 則 (平成15.5.28訓令14)

- 1 この訓令は、平成15年6月2日から施行する。
- 2 改正前の鹿児島県警察教養細則に規定する様式により作成されている用紙は、当分の間、必要な調整をして使用することができる。

附 則 (平成17.3.30訓令12)

- 1 この訓令は、平成17年4月1日から施行する。
- 2 改正後の鹿児島県警察教養細則第35条及び第35条の2の規定は、平成17年4月1日以降に採用された職員について適用し、平成16年度に採用された職員については、なお従前の例による。

附 則 (平成19.8.8訓令25)

この訓令は、平成19年8月8日から施行する。

附 則 (平成20.9.11訓令20)

この訓令は、平成20年9月11日から施行する。

附 則 (平成21.3.30訓令10抄)

- 1 この訓令は、平成21年4月1日から施行する。

第2編 警務 鹿児島県警察教養細則

附 則 (平成25.12.17訓令21)

この訓令は、平成26年1月1日から施行する。

別記

第1号様式(第7条関係)

教養会議計画

主管課	種 目	期 間	対 象	内容及び実施方法	時 期

本様式…一部改正(平成6.3訓令2)

第1号様式の2(第7条関係)

研究会講習会計画

主管課	種 目	期 間	対 象	研究、講習内容及び実施方法	時 期

本様式…一部改正(平成19.8訓令25)

第1号様式の3(第7条関係)

巡回教養実施計画

主管課	種 目	期 間	対 象	教養内容及び実施方法	時 期

本様式…一部改正(平成19.8訓令25)

第1号様式の4 (第7条関係)

その他教養実施計画

主管課	種 目	期 間	対 象	教養内容及び実施方法	時 期

本様式…一部改正(平成19.8訓令25)

第1号様式の5 (第7条関係)

各種教養資料発行計画

主管課	資 料 名	発行時期	発行部数	配布対象	内 容

第1号様式の6 (第7条関係)

術科訓練実施計画

種 目	対 象	期 間	訓練内容及び実施方法	時 期

本様式…一部改正(平成19.8訓令25)

第2号様式 (第7条関係)

警察学校教養実施計画

主管課	種 目	期間 (日数)	対象	対 象 内 訳 数					教養内容及び実施方法	期 間
				警部 補	巡査 部長	巡査 員	一般 職員	計		

本様式…全部改正(昭和63.5訓令7)、一部改正(平成6.3訓令2)

第4号様式（第22条関係）

1年未満保存文書
 ○年 月 日廃棄

FN. A 4-1-1

○○ 号 外

年 月 日

本部長 殿

○ ○ 長

○○年職場教養実施計画

- 1 基本方針
- 2 教養重点目標
- 3 実施方策
- 4 実施細目

月別	課(係)別	種 目	時 間	対 象	教養内容及び方法	備 考

本様式…一部改正〔平成4.2訓令3、6.3訓令2〕

第5号様式（第38条関係）

本部の各所属（交通機動隊、高速道路交通警察隊、機動隊を除く。）、警察学校の分

1年未満保存文書

○年 月 日廃棄

F N. A 4-1-1

○○ 号 外

年 月 日

本部長 殿

○ ○ 長

職場教養実施状況報告（ 月分）

1 教養重点

2 実施状況

種 目	対象人員	方 法	内 容 の 概 要

3 教養資料発行状況

資 料 名	部 数	配布先	資 料 内 容

本様式…一部改正〔平成6.3訓令2〕、全部改正〔平成13.11訓令41〕

第5号様式の2 (第38条関係)

各警察署(交通機動隊、高速道路交通警察隊、機動隊を含む。)の分

1年未満保存文書
○年 月 日廃棄

FN. A 4-1-1

○○ 号 外

年 月 日

本部長 殿

○ ○ 長

職場教養実施状況報告 (月分)

1 教養資料発行状況及び術科訓練実施状況

1 / 2

教 養 資 料 発 行 状 況			術 科 訓 練 実 施 状 況			
資 料 名	発行課(係)	部 数	科 目	回数	時間	人員
			点 検			

			礼 式			
			通 常 教 練			
			特 別 教 練			
			警 備 訓 練			
計			計			

2 特別な方法による職場教養実施状況

2 / 2

科 目	対 象 (人員)	内 容 の 概 要	実施者及び 実施方法

備考 この表には、講習、研修会、実務修習、巡回指導、ブロック教養、試験、部外講師による教養その他特別な方法による職場教養実施状況を記入すること。

なお、定期招集、地域会議等については、資料を添付して報告に代える。

本様式…一部改正〔平成4.2訓令3〕、全部改正〔平成6.3訓令2、13.11訓令41〕

第 2 編 警務 鹿児島県警察教養細則

第 6 号様式 (第39条関係)

職 場 教 養 簿

署 長	副署長	課 長	代 理	年 月 日		
				教養実施者 職 氏 名		
教養科目		時 間		場 所		
教養方法		対 象		人 員		
教 養 実 施 状 況					教養効果	
項 目	内 容					

本様式…全部改正(昭和63.5訓令7)、一部改正(平成6.3訓令2)